

スカパーJSAT 工事サービス約款

スカパーJSAT 工事サービス約款(以下「本約款」といいます。)は、スカパーJSAT 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する工事サービスの契約者に対して適用されます。お申込みにあたっては、必ず本約款をお読みいただき、同意のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

第1条(定義)

本約款で使用される用語の定義は、次のとおりとします。

- ①「本サービス」とは、別表に定める工事サービスをいいます。
- ②「契約者」とは、本サービスにかかる契約を締結している者をいいます。
- ③「申込者」とは、本サービスの申込を行う者をいいます。
- ④「工事契約」とは、本サービスの提供を受けるため本約款に基づき当社との間で締結される契約をいいます。
- ⑤「契約者個人情報」とは、契約者(申込者及び解除等により工事契約が終了した者も含みます。)個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の契約者情報を識別できるものをいいます。
- ⑥「工事業者」とは、当社が本サービスの提供者を委託する(当該委託先の再委託先を含みます。)事業者を指します。

第2条(契約の成立)

1. 申込者は、本サービスの申込みにあたって、当社が定める方法に従って、本サービスの申込をしなければなりません。当該申込を当社が定める方法により当社が承諾することによって、当社と申込者との間で工事契約が成立します。
2. 本サービスの申込みができるのは当社が運営する以下サービス(以下「関連サービス」といいます。)を契約中又は本サービス申込みと同時に関連サービスを申し込まれる個人のお客様に限りです。
 - ①衛星デジタル有料放送サービス(スカパー！、スカパー！プレミアムサービス)
 - ②スカパー！プレミアムサービス光
 - ③テレビ視聴サービス
 - ④メガ・エッグ対応テレビ視聴サービス
 - ⑤光パーフェクトTV！サービス
3. 前項に定める本サービスの成立にあたり、次に掲げる場合においては、当社は申込者による申込を承諾しない場合があります。
 - ①申込者が工事契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ②申込者が本サービスの提供に関し、当社の権利を侵害し、又は利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ③申込者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)でないことを確認できない場合
 - ④申込者が本サービスを法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
 - ⑤技術的な要件により本サービスを提供できない場合
 - ⑥その他申込者が工事契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
4. 当社が工事の履行を完了したときは、契約者に対し完了の旨通知し、契約者は当社立会いのもと、本サービスの実施内容の確認をするものとします。本立ち合いが完了することをもって、工事完了(以下「工事完了」といいます。)とします。

第3条(料金・支払)

1. 契約者は、工事完了後、別表記載の料金(以下「工事料金」といいます。)を、本条に定めに従い支払わなければなりません。
2. 当社は工事完了次第、工事業者が契約者に対し工事料金の請求を行うものとします。
3. 工事料金は、当社による請求後即座に支払わなければなりません。
4. 工事料金の支払方法は、現金による支払いとします。
5. 契約者が工事料金の支払いを完了するまで、本サービスによる目的物及び材料の所有権は当社に留保されるものとします。
6. 契約者が支払うべき工事料金その他の債務に関し、請求日を一か月を超えても支払わない場合においては、当社は、請求日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について、年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として契約者に対し請求できるものとします。

第4条(再委託)

当社は、本サービスの全部又は一部を当社が指定する工事業者に委託できるものとします。この場合、当社は本約款に定める当社が負う責任と同等の義務を工事業者に対し負わせるものとします。

第5条(本サービス提供内容の変更)

1. 当社は以下の場合、契約者に対してその理由を明示して本サービスの提供内容を追加又は変更をすることができるものとします。
 - ①本サービスの提供に当たり期間の延長が必要である場合
 - ②天災地変その他の自然的条件、災害、天候の不良及びこれらに伴うアンテナ及び建材等の納品の遅延があった場合
 - ③関係法令等による規則に変更があった場合
 - ④工事現場の状態又は近隣構築物の状況に変化があった場合
 - ⑤近隣住民の要求(日照・眺望・電波障害・境界等)があった場合
 - ⑥価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定される価格等をいいます。)の変動又は変更に基づく工事料金又はサービス内容の変更が必要となった場合
 - ⑦その他工事現場における本サービスの履行の支障となる事態が発生した場合
2. 契約者から設計変更、工事の着手若しくは完了時期の延期又は工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合、当社と契約者との間で工事契約内容の変更について協議するものとします。
3. 本サービスの申し込み後に提供内容に変更追加があった場合、当社は当該変更内容について説明するものとし、契約者の同意を得るものとします。この場合、契約者は、作業報告書(工事完了確認書、作業確認書等)にサインを行う際に上記提供内容の変更内容にも併せて同意するものとし、これを認めます。
4. 当社は、お客様の責に帰すべき事由により工事契約の内容を変更する場合において、これにより当社に損害が発生したときは、お客様に対しその損害の賠償を請求するものとし、これを認めます。

第6条(クーリング・オフ)

契約者は、特定商取引に関する法律に基づく契約書面を受領した日(当社がクーリング・オフに関して不実を告げたことにより誤認し、又は当社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日)から起算して8日間は、書面または電磁的方法(具体的な方法は特定商取引に関する法律に基づく契約書面に定めます。)によりクーリング・オフが可能です。

第7条(当社による工事契約の解除等)

1. 契約者が工事完了後、工事料金の支払を怠り、相当の期間を定めたにもかかわらず、支払わない場合、契約者が本約款に定める重大な義務(第8条第1項及び第17条に定める義務を含みます。)に違反した場合、又は契約者が本サービスを利用する上でトラブルを生じさせ、今後本サービスを利用頂くことが不適当と当社が判断した場合は、当社の判断により、本サービスの提供の停止又は工事契約の解除を行うことができるものとします。
2. 前項に基づき工事契約が解除された場合、当社は工物品等について現状有姿で契約者に引渡すものとし、契約者は期限の利益を喪失し、直ちに当社と協議のうえ出来高に応じて工事料金を清算するものとします。
3. 第1項に基づく解除によって、契約者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第8条(禁止行為)

1. 契約者は、次の各号の行為を行ってはなりません。
 - ①本サービスの履行にあたって、公序良俗に反し、又はそのおそれのある行為
 - ②本サービスの提供に関連して法律、規則、命令等に違反し、又はそのおそれのある行為
 - ③当社、又は第三者の権利(著作権、商標権、肖像権等を含みますが、これらに限りません。)、利益、名誉を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - ④本約款に反する行為
 - ⑤当社、その他の契約者又は第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用する行為
 - ⑥理由又は手段の如何を問わず、本サービスの提供を妨害する行為
 - ⑦申込みの際、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なることを告げる行為
 - ⑧その他当社が適当ではないと判断した行為
2. 契約者が前項各号の義務に違反したことにより当社又は第三者に損害が生じた場合、当該契約者は、当社又は第三者に対して、当該損害の全てを賠償する義務を負うものとします。

第9条(契約不適合責任)

1. 本サービスにおいて種類、品質又は数量に関して工事契約に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、契約者は、当社に対して、工事完了の日から1年間に限り、当該契約不適合部分の修補を請求することができるものとします。ただし、当社において当該修補に過分の費用を要するときは、契約者は修補を請求することができないものとします。

2. 当社は本条項に定めるほか、工事完了後において契約者に対し責任を負わないものとします。
3. 第1項の契約不適合が支給材料の性質により生じたものであるときは、契約者は当該契約不適合を理由として、第1項に基づく修補等の請求等を行うことができないものとします。

第10条(免責等)

当社は本サービスの履行に伴い本サービスについて当社が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音・振動などの事由が生じたとしても契約者に対し一切責任を負わないものとします。

第11条(契約者個人情報の取扱い)

1. 当社は、保有する契約者個人情報については、個人情報保護法及び諸法令、当社のプライバシーポリシー、並びに本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社のプライバシーポリシーには、当社が保有する契約者個人情報に関し、利用目的、契約者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」といいます。)が当社に対して行う各種求めに関する手続、苦情処理の手続、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社のホームページにおいて公表します。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、契約者個人情報を取り扱うとともに、保有する契約者個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該契約者個人情報を遅滞なく消去するよう努めます。
4. 関連サービスを運営する各事業者は、関連サービスにかかる申込者の氏名、住所、電話番号及び契約状況を、当社に提供し、当社は、当該個人情報を本サービス申込可否の判断の目的に利用するものとします。申込者はこれに同意するものとします。

第12条(契約者個人情報の利用目的)

1. 当社は、次に掲げる目的で、契約者個人情報を取り扱います。
 - ①本サービスの提供(利用契約の締結及び継続、申込者及び契約者に対する通知、連絡、並びに申込者及び契約者からの問合せ、苦情等に対応する応対等)
 - ②本サービスに関する情報の提供
 - ③本サービスの内容の満足度についての調査
 - ④本サービスの向上を目的としたマーケティング調査
 - ⑤契約者に対する特典及び情報等の提供
 - ⑥請求関連事務
 - ⑦各種統計処理
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、契約者個人情報を取り扱うことはありません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ⑤その他個人情報保護法が定める例外に該当するとき。

第13条(保存期間)

契約者個人情報の保存期間は契約終了後 7 年以内とし、これを超えた契約者個人情報については、遅滞なく消去します。但し、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第14条(契約期間)

工事契約の契約期間は、契約の成立の時点から、工事料金の支払いが完了する時点までとします。

第15条(本サービスの中止・中断)

1. 当社は、次の各号の事由が生じた場合、契約者に対して遅滞なく通知し、本サービスの停止・中断又は工期の延伸等を求めることができます。この場合、再開日時・延伸日数等は当社と契約者で協議して定めるものとします。
 - ①本サービスを提供するためのシステムの故障、通信回線の中断等、運用上又は技術上やむを得ない事象が発生した場合
 - ②火災、停電、地震、洪水、津波、新型コロナウイルス等の感染症等の災害その他の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
2. 当社は、前項による本サービスの停止・中断により、物の滅失又は毀損、工期の変更その他契約者又は第三者に損害が発生した場合、当社が善良なる管理者の注意を怠ったことに基づき発生したものを除き、当社と契約者との間で協議の上、その負担の有無及び割合を定めるものとします。

第16条(損害賠償)

当社は、契約者又は第三者が本サービスの提供に当たり被った損害について、当社に過失が認められるときは、それにより直接かつ通常生じる範囲内の損害に限り責任を負い、その他の損害(間接損害および特別損害を含みますが、これらに限りません。)については一切の責任を負いません。

第17条(反社会的勢力の排除)

契約者は、本サービスの申込み・提供にあたり、現在、反社会的勢力に該当しないことを確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

第18条(約款の変更)

当社は、契約者の一般の利益に適合する場合、又は本約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、合理的に必要かつ相当と判断した場合には、本約款を任意に変更することができます。当社は、本約款を変更する場合には、当該変更内容及び変更の効力発生日を当社サイトに掲載することにより、契約者に周知するものとします。

第19条(権利義務の譲渡等の禁止)

契約者は、工事契約上の地位又は工事契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡、承継その他の処分をすることはできないものとします。

第20条(準拠法)

本約款及び工事契約は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従って解釈されるものとします。

第21条(合意管轄裁判所)

本約款及び本サービスに関連して契約者と当社との間で生じた紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2022 年 7 月 20 日改定)

【別表】

■スカパー！、スカパー！プレミアムサービス アンテナ、チューナー設置工事(新規工事、既存工事)

区分	工事メニュー	対象	工事内容	ご請求内容	工事価格 (税込)	工事価格 (税抜)
基本作業費 (新規工事)	アンテナ+チューナー設置	・新規加入（はじめるサポート） ・新規加入（有償工事）	アンテナ同梱金具を用いた格子ベランダ、及び1F壁面へのアンテナ取付工事およびチューナーの接続設定工事	・標準工事範囲 ・出張費込み	12,100円	11,000円
	アンテナ設置	・新規加入（有償工事） ※はじめるサポートは一律12,100円	アンテナの設置または交換	・単独工事価格 ・出張費込み	7,700円	7,000円
	チューナー設置	・新規加入（有償工事） ※はじめるサポートは一律12,100円	既存アンテナとチューナーの接続設定工事	・単独工事価格 ・出張費込み	7,700円	7,000円
基本作業費 (既存工事)	出張費	・既存工事	お客様宅への出張訪問		3,300円	3,000円
	アンテナ+チューナー設置	・既存工事	アンテナ/チューナーの一式設置または交換	・一式工事価格 ・出張費は含まない	7,700円	7,000円
	アンテナ設置	・既存工事	アンテナの設置または交換	・単独工事価格 ・出張費は含まない	3,850円	3,500円
	チューナー設置	・既存工事 ※複数台目の同時設置も含む	既存アンテナとチューナーの接続設定工事	・単独工事価格 ・出張費は含まない	3,850円	3,500円
	アンテナ調整	・既存工事	既設のアンテナの角度調整等を行う ※機器の設置・交換が発生しなかった場合のみ	・出張費込み	3,300円	3,000円
	機器取外工事	・既存工事 ※解約時の取外しを除く ※単品取外しでも同額	・既設のチューナーとアンテナを取り外す ・新規のアンテナ設置にともない、既設アンテナを取外す場合 ※取外したアンテナはお客様ご自身での廃棄処分となります	・単独工事価格 ・出張費は含まない	3,850円	3,500円
	解約 機器取外工事	・レンタル契約者のみ受付可	解約時に既設のチューナーとアンテナを取り外す	・単独工事価格 ・出張費は含まない	3,850円	3,500円
オプション 工事費	コンクリートベランダ金具	・新規、既存共通	幅10～30cm迄のコンクリートベランダに設置する場合	・金具代 ・作業代	5,000円	4,545円
	壁面金具	・新規、既存共通	同梱金具以外で壁面に設置する場合	・金具代 ・作業代	7,700円	7,000円
	壁貫通	・新規、既存共通	アンテナから室内にケーブルを引き込む際に、壁貫通をしてケーブルを室内に引き込む場合	・作業代	3,670円	3,336円
	同軸ケーブル設置費（一本追加につき）	・新規、既存共通	設置済み機器と、受信機器とをケーブルで接続する場合	・作業代 ※ケーブル代は別途	2,200円	2,000円
	隙間ケーブル（フラットケーブル）	・新規、既存共通	アンテナから室内にケーブルを引き込む際に、窓のすきまを利用して壁に穴をあけずに配線する場合	・作業代 ・すき間ケーブル代	5,200円	4,727円
	同軸ケーブル延長（1mにつき）	・新規、既存共通	同梱しているケーブル（15m）が足りない場合	・ケーブル代	300円	273円
	中継コネクタ	・新規、既存共通	ケーブル延長の際にケーブル間を接続する場合	・中継端子代	800円	727円
	屋根工事追加	・新規、既存共通	はしごを使用して2階屋根上まで作業する場合	・屋根馬代 ・屋根上設置に伴う技術料 高所作業費用含む	21,900円	19,909円
	高所作業費	・新規、既存共通	2連はしごを利用して高所で作業する場合	・作業代 ※危険箇所作業費	7,650円	6,955円
	墜落防止措置費用（高所1）	・新規、既存共通	2m以上6.75m以下（1階屋根上など）の高所で1名で墜落防止措置作業をする場合	・作業代 ※高所作業費は別途	3,080円	2,800円
	墜落防止措置費用（高所2）	・新規、既存共通	6.75m以上（2階屋根上など）の高所で2名で墜落防止措置作業をする場合	・作業代 ※高所作業費は別途	15,400円	14,000円
	HDMIケーブル	・新規、既存共通	受信機器とテレビ/録画機器を接続する場合	・HDMIケーブル代 ※それ以外のコードについては別途料金	2,400円	2,182円
	同軸ケーブル（15mまで）	・新規、既存共通	アンテナと受信機器を接続する場合	・同軸ケーブル代 ※それ以外のコードについては別途料金 ※15m	1,500円	1,364円

オプション 工事費	L A Nケーブル	・新規、既存共通	受信機器とネットワーク機器をL A Nケーブルで接続する場合	・L A Nケーブル代 ※それ以外のコードについては別途料金	1,900円	1,727円
	室内モール工事（1 mにつき）	・新規、既存共通	室内にモールでケーブルを隠蔽する場合	・モール代 ・作業代	1,300円	1,182円
	アンテナ支線の補強	・新規、既存共通	既設屋根馬アンテナにおける支線の補強及び、張替えを行う場合	・支線代 ・作業代	7,200円	6,545円
	アンテナ2分配工事（屋内）	・新規、既存共通	テレビの電波を2台のテレビやレコーダーに分ける場合に使用（屋内設置）	・分配器代（両通電対応分波器） ・作業代 ※配線代別途	5,500円	5,000円
	アンテナ3分配工事（屋内）	・新規、既存共通	テレビの電波を3台のテレビやレコーダーに分ける場合に使用（屋内分配）	・分配器代（両通電対応分波器） ・作業代 ※配線代別途	11,200円	10,182円
	アンテナ4分配工事（屋内）	・新規、既存共通	テレビの電波を4台のテレビやレコーダーに分ける場合に使用（屋内分配）	・分配器代（両通電対応分波器） ・作業代 ※配線代別途	12,900円	11,727円
	アンテナ2分配工事（屋外）	・新規、既存共通	テレビの電波を2台のテレビやレコーダーに分ける場合に使用（屋外分配） ※その他屋外分配は別途見積	・分配器代（両通電対応分波器） ・作業代 ※配線代別途	11,800円	10,727円
	地デジ／B S／C Sセパレーター（分波器）	・新規、既存共通	テレビの電波をB S・C Sと地デジのようにそれぞれの放送別に分ける場合	・分波器代 ・作業代	4,700円	4,273円
	地デジ／B S／C Sミキサー（混合器）	・新規、既存共通	B S・C Sと地デジのように異なる電波をそれぞれのアンテナに受信し、1本のケーブルにまとめるときに使用	・混合器代 ・作業代	10,300円	9,364円
	B S／C Sブースター（増幅器）	・新規、既存共通	受信した電波が弱い場合や複数のテレビがある場合で、B S・C Sの電波が弱くなった場合に使用（地デジとの混合なし）	・増幅器代 ・作業代	26,800円	24,364円
	地デジ／B S／C Sブースター30db	・新規、既存共通	受信した電波が弱い場合や複数のテレビがある場合で、B S・C Sの電波が弱くなった場合に使用（B S・C Sと地デジとの混合あり）	・増幅器代 ・作業代	40,900円	37,182円
	ラインブースター	・新規、既存共通	1本のケーブルのみの電波が弱い場合に使用	・増幅器代 ・作業代	11,500円	10,455円
	衛星切替機	・新規、既存共通	マンション等の共同受信システムのタイプにより使用	・衛星切替器代 ・作業代 ※分配器が必要な場合には、別途費用がかかります。	9,500円	8,636円
	特殊アングル	・新規、既存共通	通常金具で取付できない場合（20cm以上のコンクリートベランダ等）に使用	・特殊アングル金具代	別途見積もり	別途見積もり
	窓枠金具	・新規、既存共通	窓枠にアンテナを取り付ける場合 ※金属の加工により、費用が変わります	・窓枠金具代 ・作業代	21,100円	19,182円
	新たに購入したA V機器との接続	・新規、既存共通	受信機器と新たに購入したA V機器との接続をする場合	・作業代 ※チューナーとT V／D V Dとの接続、チューナーのリモコン設定等、パソコンとの接続は対応しておりません。	2,630円	2,391円
	スカパー！プレミアムサービスL i n k対応機器との接続	・新規、既存共通	受信機器と既に設定済みのスカパー！プレミアムサービスL i n k対応機器との接続・設定をする場合	・作業代	2,200円	2,000円
	無線L A N内蔵チューナー及び、無線L A Nルーターとお客様所有の対応機器との無線L A N接続	・新規、既存共通	お客様所有の対応機器が、T V／レコーダーであった場合、接続・設定作業を行う（お客様所有の対応機器が、スマートフォン/タブレットであった場合は、接続・設定の立会い説明のみを行う）	・作業代	3,300円	3,000円

■スカパー！プレミアムサービス光 チューナー設置交換工事(新規工事、既存工事)

区分	工事メニュー	対象	工事内容	ご請求内容	工事価格 (税込)	工事価格 (税抜)
基本作業費 (新規工事)	チューナー設置 (プレミアムサービス光)	・新規加入 (プレミアムサービス光はじめるサポート) ・新規加入 (有償工事)	チューナーの接続設定工事 ※同時に複数台の接続工事を受付した場合、2台目以降の作業費用は1台につき3,850円	・単独工事価格 ・出張費込み	7,700円	7,000円
基本作業費 (既存工事)	出張費	・既存工事	お客様宅へのお出張		3,300円	3,000円
	チューナー設置	・既存工事 ※複数台目の同時設置も含む	既存アンテナとチューナーの接続設定工事	・単独工事価格 ・出張費は含まない	3,850円	3,500円
	機器取外工事	・既存工事 ※解約時の取外しを除く	既設のチューナーを取り外す	・単独工事価格 ・出張費は含まない	3,850円	3,500円
	解約 機器取外工事	・レンタル契約者のみ受付可	解約時に既設のチューナーとアンテナを取り外す	・単独工事価格 ・出張費は含まない	3,850円	3,500円
オプション 工事費	同軸ケーブル設置 (1本追加につき)	・新規、既存共通	V-ONU等から受信機までを接続する際、10M以上同軸ケーブルを設置する場合	・作業代 ※同軸ケーブル代は別途	2,200円	2,000円
	隙間ケーブル (フラットケーブル) 設置	・新規、既存共通	V-ONU等から受信機までケーブルを引き回す際に、窓のすきまを利用して、壁に穴をあけずに配線する場合	・隙間ケーブル代 ・作業代	5,200円	4,727円
	同軸ケーブル延長 (1Mにつき)	・新規、既存共通	同梱している同軸ケーブルが足りない場合	・同軸ケーブル代	300円	273円
	中継コネクタ	・新規、既存共通	ケーブル延長の際にケーブル間を接続する場合	・中継端子代	800円	727円
	HDMIケーブル	・新規、既存共通	受信機とテレビ/録画機器を接続する場合	・HDMIケーブル代	2,400円	2,182円
	同軸ケーブル (15M)	・新規、既存共通		・同軸ケーブル代	1,500円	1,364円
	LANケーブル	・新規、既存共通	受信機器とネットワーク機器をLANケーブルで接続する場合	・LANケーブル代	1,900円	1,727円
	2分配器設置	・新規、既存共通		・分配器代 ・作業代	1,200円	1,091円
	3分配器設置	・新規、既存共通		・分配器代 ・作業代	1,900円	1,727円
	4分配器設置	・新規、既存共通		・分配器代 ・作業代	2,500円	2,273円
	6分配器設置	・新規、既存共通		・分配器代 ・作業代	5,100円	4,636円
	8分配器設置	・新規、既存共通		・分配器代 ・作業代	6,300円	5,727円
	室内モール工事 (1Mにつき)	・新規、既存共通	室内にモールでケーブルを隠蔽する場合	・モール代 ・作業代	1,300円	1,182円
	地デジ/BS/CSセパレーター (分波器) 設置	・新規、既存共通	テレビの電波をBS・CSと地デジのようにそれぞれの放送別に分ける場合	・分波器代 ・作業代	3,950円	3,591円
	新たに購入したAV機器との接続	・新規、既存共通	受信機器と新たに購入したAV機器との接続をする場合 ※チューナーとTV/DVDとの接続、チューナーのリモコン設定等、パソコンとの接続は対応しておりません。	・作業代	2,200円	2,000円

■テレビ接続工事

区分	工事メニュー	対象	工事内容	工事価格 (税込)	工事価格 (税抜)
基本作業費	単独配線工事	・新規加入 (テレビ1台のみ)	・映像用回線終端装置 (V-ONU以下省略) とテレビ1台の接続と地デジ/BS/110度CS放送の視聴設定を行う工事 ・放送の視聴設定を行う工事 ・映像用回線終端装置とテレビまでの同軸コードの長さが15M迄 ・既存の接続済みDVD等周辺機器の接続設定を含む ・既存視聴設備への接続は行わない ・既存チューナー・ブースター取り外しを含む ・パソコンの視聴設定は行わない	～10,450円	～9,500円

基本作業費	共聴設備工事	・新規加入（テレビ3台まで）	・映像用回線終端装置と既設共聴設備との接続を行うことで、各部屋のテレビ端子で地デジ/BS/110度CS放送を受信出来るようにする工事 ・共聴設備に接続済みのテレビ、DVD等周辺機器の設定を含む ・中間機器（分配器、ブースター、端子）は既存を使用、但し、必要に応じて1端子のみ交換含む ・接続機器3台までの分波器（2波セパレーター）（地デジ/BS、110度CS）新設含む ・（テレビ端子～TV、レコーダー）までの同軸ケーブル5M3本含む。また、各同軸1本毎にF型接栓orコンセントプラグいずれか2個含む ・既存3台レコーダー等接続含む ・既存チューナー・ブースター取り外しを含む ・パソコンの視聴設定は行わない	～25,080円	～22,800円
準基本工事	追加テレビ接続	・新規加入	・4台目以上TV接続の場合に適用	～5,700円	～5,182円
	プレミアムチューナー設置取付	・新規加入	・2台目以降の外付けチューナー1台接続工事 ※既存機器（その他STBの取外し含む）	3,850円	3,500円
	新4K8K衛星放送アダプター設置取付	・既存	・「光対応 新4K8K衛星放送アダプター」の1台接続工事 ※単独工事	～3,850円	～3,500円
	出張費	・既存工事	お客様宅への出張	3,300円	3,000円
オプション 工事費	CATV/BS/CS ^{衛星} 設置（屋内用）	・新規、既存共通	基本工事以外で発生の場合 ※特殊ブースター別途見積 ※既存機器取り外し、処分含む	～9,300円	～8,455円
	2分配器（屋内用）	・新規、既存共通	基本工事以外で発生の場合 ※既存機器取り外し、処分含む	～1,200円	～1,091円
	3分配器（屋内用）	・新規、既存共通	基本工事以外で発生の場合 ※既存機器取り外し、処分含む	～1,900円	～1,727円
	4分配器（屋内用）	・新規、既存共通	基本工事以外で発生の場合 ※既存機器取り外し、処分含む	～2,500円	～2,273円
	6分配器（屋内用）	・新規、既存共通	基本工事以外で発生の場合 ※既存機器取り外し、処分含む	～5,100円	～4,636円
	8分配器（屋内用）	・新規、既存共通	基本工事以外で発生の場合 ※既存機器取り外し、処分含む	～6,300円	～5,727円
	CATV/BS/CS ^{衛星} 設置（屋外用）	・新規、既存共通	※特殊ブースター別途見積 ※既存機器取り外し、処分含む	～12,900円	～11,727円
	2分配器（屋外用）	・新規、既存共通	※既存機器取り外し、処分含む	～2,900円	～2,636円
	3分配器（屋外用）	・新規、既存共通	※既存機器取り外し、処分含む	～3,700円	～3,364円
	4分配器（屋外用）	・新規、既存共通	※既存機器取り外し、処分含む	～5,100円	～4,636円
	6分配器（屋外用）	・新規、既存共通	※既存機器取り外し、処分含む	6,600円	6,000円
	8分配器（屋外用）	・新規、既存共通	※既存機器取り外し、処分含む	8,800円	8,000円
	通線工事	・新規、既存共通	工事1件に1請求まで	～11,000円	～10,000円
	同軸ケーブル延長（1Mにつき）	・新規、既存共通		～300円	～273円
	F型接栓（プラグ）	・新規、既存共通	使用した同軸ケーブルの本数 × 2個まで	～120円	～109円
	HDMIケーブル（1.5M）	・新規、既存共通		～2,400円	～2,182円
	U/V/BS・CSセパレーター	・新規、既存共通	追加テレビ接続がない場合請求不可	～3,950円	～3,591円
	LANケーブル（10M）	・新規、既存共通		～1,900円	～1,727円
	端子新設（シングル）	・新規、既存共通	共聴工事のみ、単独工事で請求不可（基本作業内2個まで）	～2,000円	～1,818円
	端子新設（ダブル）	・新規、既存共通	共聴工事のみ、単独工事で請求不可（基本作業内2個まで）	～3,200円	～2,909円
	レコーダ等他機器との接続（TV以外）	・新規、既存共通	テレビ以外の接続に対する同軸ケーブルの新設（共聴3台分、単独1台分まで）	2,200円	2,000円
	新規購入機器の設定・接続	・新規、既存共通	新規に購入した機器を設定・接続する場合（※パソコンは不	2,200円	2,000円
	化粧モール（～1M）	・新規、既存共通		～1,300円	～1,182円
	高所作業費	・新規、既存共通	2連はしごを使用して高所で作業する場合	7,700円	7,000円
	墜落防止措置費用（高所1）	・新規、既存共通	2m以上6.75m以下（1階屋根上など）の高所で1名で墜落防止	3,080円	2,800円
	墜落防止措置費用（高所2）	・新規、既存共通	6.75m以上（2階屋根上など）の高所で2名で墜落防止措置作	15,400円	14,000円
	電源新設工事（～10M）※ モール資材込	・新規、既存共通		～13,200円	～12,000円
	壁貫通工事	・新規、既存共通	壁面、床下、天井への穴あけ+通線1本を含む	3,670円	3,336円
	既存電話の残し工事	・新規、既存共通	既存電話回線の切り分け ※既存機器取外し、通線工事、配線	3,370円	3,064円
	その他の工事	・新規、既存共通	上記以外の工事（関係会社にて見積もり依頼）	都度見積	都度見積

■メガエッグ TV / 工事

区分	工事メニュー	対象	工事内容	ご請求内容	工事価格 （税込）	工事価格 （税抜）
引込工事	標準引込工事	・新規加入(有償工事)	引込柱から光ファイバーを引き込み、映像用回線終端装置(V-ONU)を設置する工事	・V-ONU1台につき	11,000円	10,000円

基本工事	ホーム共聴接続	・新規加入(有償工事)	・映像用回線終端装置(V-ONU)と既設共聴設備との接続を行うことで、各部屋のテレビ端子で地デジ/BS/110度CS放送を受信出来るようにする工事 (映像用回線終端装置への同軸ケーブル接続、及び契約者同軸ケーブルへの直接接続を含む) ・共聴設備に接続済みのテレビ、DVD等周辺機器3台までの設定を含む ・同軸ケーブル20Mまでを含む。また、コネクタ類を含む ・壁の穴あけ工事は含まない ・プレミアムサービス光同時加入の場合、既設ホーム共聴同軸ケーブルへのSTB1台の接続・調整を含む	・1式	16,500円	15,000円
	直接引込	・新規加入(有償工事)	・映像用回線終端装置(V-ONU)から直接テレビ1台の接続と地デジ/BS/110度CS放送の視聴設定を行う工事(プレミアムサービス光同時加入の場合、STB1台の接続・調整を含む) ・映像用回線終端装置とテレビまでの同軸コードの長さは15M迄 ・本工事で接続するテレビに接続されるDVD等周辺機器3台までの接続設定を含む ・別の部屋のテレビ等への配線は含まない ・簡易な壁の穴あけ、復旧(コーキング等)を含む	・1式	19,800円	18,000円
	撤去工事	・既存工事(有償工事)	・映像用回線終端装置(V-ONU)から共聴設備あるいは直接接続したテレビ間で新設工事時に設置した同軸設備の撤去工事	・1式	13,200円	12,000円
ケーブル配線工事	同軸ケーブル改修	・新規、既存共通		・1mにつき ・作業費込み	880円	800円
	同軸ケーブル追加	・新規、既存共通		・1mにつき ・作業費込み	330円	300円
機種取付・取替	ブースター(BS対応)		・共聴設備に設置されるブースターの新設、交換が発生した場合の設置工事	・1台につき ・作業費込み	16,500円	15,000円
	2分配器	・新規、既存共通	・共聴設備に設置される2分配器(屋内用)の新設、交換が発生した場合の設置工事 ・分配器を交換することによって発生する各機器の調整は含まない	・1台につき ・作業費込み	2,750円	2,500円
	3分配器	・新規、既存共通	・共聴設備に設置される3分配器(屋内用)の新設、交換が発生した場合の設置工事 ・分配器を交換することによって発生する各機器の調整は含まない	・1台につき ・作業費込み	3,300円	3,000円
	4分配器	・新規、既存共通	・共聴設備に設置される4分配器(屋内用)の新設、交換が発生した場合の設置工事 ・分配器を交換することによって発生する各機器の調整は含まない	・1台につき ・作業費込み	3,850円	3,500円
	6分配器	・新規、既存共通	・共聴設備に設置される6分配器(屋内用)の新設、交換が発生した場合の設置工事 ・分配器を交換することによって発生する各機器の調整は含まない	・1台につき ・作業費込み	5,500円	5,000円
	8分配器	・新規、既存共通	・共聴設備に設置される8分配器(屋内用)の新設、交換が発生した場合の設置工事 ・分配器を交換することによって発生する各機器の調整は含まない	・1台につき ・作業費込み	7,700円	7,000円

機種取付・取替	2分配器（屋外用）	・新規、既存共通	・共聴設備に設置される2分配器(屋外用)の新設、交換が発生した場合の設置工事 ・分配器を交換することによって発生する各機器の調整は含まない	・1台につき ・作業費込み	4,400円	4,000円
	3分配器（屋外用）	・新規、既存共通	・共聴設備に設置される3分配器(屋外用)の新設、交換が発生した場合の設置工事 ・分配器を交換することによって発生する各機器の調整は含まない	・1台につき ・作業費込み	5,500円	5,000円
	4分配器（屋外用）	・新規、既存共通	・共聴設備に設置される4分配器(屋外用)の新設、交換が発生した場合の設置工事 ・分配器を交換することによって発生する各機器の調整は含まない	・1台につき ・作業費込み	6,600円	6,000円
	直列ユニット取付（端末用）	・新規、既存共通	・共聴設備に直列ユニットを新設する工事 ・直列ユニット新設に伴う同軸ケーブルは含まない ・直列ユニットを新設することによって発生する各機器の調整は含まない ・直列ユニットを新設するにあたり露出ボックスが必要となる場合の露出ボックスは含まない	・1個につき ・作業費込み	3,300円	3,000円
	直列ユニット取付（中間用）	・新規、既存共通	・共聴設備に直列ユニットを新設する工事 ・直列ユニット新設に伴う同軸ケーブルは含まない ・直列ユニットを新設することによって発生する各機器の調整は含まない ・直列ユニットを新設するにあたり露出ボックスが必要となる場合の露出ボックスは含まない	・1個につき ・作業費込み	3,300円	3,000円
映像機器 追加設置・調整	STB設置追加（同時）	・新規、既存共通		1台につき	2,200円	2,000円
	STB撤去追加（同時）	・既存工事(有償工事)		1台につき	2,200円	2,000円
	STB設置追加（単独）	・新規、既存共通		1台につき	5,500円	5,000円
	STB機種変更（単独）	・既存工事(有償工事)		1台につき	5,500円	5,000円
	STB用電話線工事（固定）		・STBのリターン電話線を固定する工事(電話線はSTB添付品を使用) ・モール等の工事は含まない	1式（STB1台あたり）	2,200円	2,000円
	STB用電話線配線追加		・STB添付の電話線の長さが不足し、配線延長(10mまで)を必要とした場合 ・露出配線とし、固定・モール等は別途費用	1式	2,200円	2,000円
その他機器材料	分波器			1台につき	4,400円	4,000円
その他追加工事	配管引込工事			1箇所につき	6,600円	6,000円
	化粧モール取付			1mにつき	770円	700円
	出張調査費用	・新規、既存共通		1件につき	3,300円	3,000円

以上